

令和7年度第5回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和8年3月13日(金) 和歌山労働総合庁舎6階会議室	午前10時04分から 午前10時40分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数5名 定数5名 定数5名	出席5名 出席5名 出席5名

○廣谷会長

ただ今から、令和7年度第5回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。
議事に先立って、事務局から委員の所属の異動と出席状況等について、報告をお願いします

○事務局（谷本）

はい。おはようございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、前回の審議会以降、委員の所属について異動がございました。

資料1を御覧ください。

労働者側代表委員の山本委員の所属が、和歌山染工労働組合から日本労働組合総連合会和歌山県連合会に異動されております。御報告いたします。

続きまして、委員15名中、公益代表委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数、各代表の3分の1以上又は全体の3分の2以上を満たしており、本会議が成立していることを報告いたします。

なお、本会議は公開となっておりますが、傍聴告示を行いました。傍聴希望者はありませんでした。以上です。

○廣谷会長

それでは議題に入りますが、議題1、令和7年度の審議経過について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

今年度の審議経過について、説明をいたします。

資料2を御覧ください。

資料2は、和歌山県の最低賃金額の推移となっております。

資料3は、直近の和歌山県の最低賃金額の改正決定の状況となっております。

今年度の和歌山県最低賃金は、引上げ額がプラス65円、引上げ率は6.63%、鉄鋼業最低賃金は、引上げ額プラス67円、引上げ率は6.07%となっております。百貨店、総合スーパー最低賃金につきましては、今年度も改正決定がございませんでした。

資料4は、全国の改定状況となっております。表の最下部の全国加重平均のところを見ていただきましたら、全国加重平均は1,121円で、昨年度から引上げ額は、プラス66円となっております。

資料5は、今年度の審議経過となっております。

和歌山県最低賃金につきましては、7月14日に改正決定諮問、8月6日に目安答申の伝達、計7回の専門部会を開催し、8月19日に全会一致で、引上げ額プラス65円、発効日を令和7年11月1日と議決され、その後8月21日に付帯事項の審議がなされ、同日答申を審議会からいただき、令和7年11月1日に発効いたしました。

鉄鋼業最低賃金につきましては、10月15日から28日にかけて4回の専門部会を開催し、10月28日に全会一致で引上げ額プラス67円の答申をいただき、令和7年12月30日に発効いたしました。

百貨店、総合スーパー最低賃金につきましては、特別小委員会で審議をいただき、全会一致に至らず必要性有りとの結論に達し得なかったとの答申を審議会からいただいております。

また、(仮称)百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の新設の申出がありましたが、これにつきましても特別小委員会で審議いただき、全会一致に至らず必要性有りとの結論に達し得なかったとの答申を審議会からいただいております。

以上、簡単ですが今年度の審議経過となっております。

次に、今年度の改正決定最低賃金額及び支援策の周知、広報の実績について、簡単に取りまとめております。

資料の一番後ろの方に2枚あるのですが、右肩に委員限り1と記載した資料を御覧ください。労働局と監督署、安定所に分けて、それぞれの取組を記載しております。

9月から11月にかけて、最低賃金、中小企業支援策周知強化期間として集中的な広報を行っており、主な取組としまして、労働局においては、労使団体の協賛を得まして、近畿経済産業局、よろず支援拠点の御協力をいただき、中小企業のための助成金、補助金等活用セミナーの開催を、また、地方自治体、関係団体、労使団体等への周知協力への要請、監督署、安定所においては、監督署長、安定所長による地元関係団体や地方自治体への訪問による周知、協力要請、安定所長による地元企業訪問による周知、協力要請等を行っております。

また、令和8年1月からは、最低賃金の履行確保に係る監督指導等の集中的な

取組を行っております。

次に、委員限り2を御覧ください。業務改善助成金の申請につきまして、委員限り2のとおりとなっております。

和歌山県の数値を見ますと、令和7年度は375件となっており、昨年度の実績の277件を大きく超える申請をいただいております、前年度比で126%となっております。全国と比べますと令和8年1月末時点で、全国計27,483件で、和歌山県は375件ですので、全国比では1.36%となっております。

今年度の主な取組につきまして、報告をさせていただきました。以上です。

○廣谷会長

今年度の審議経過について事務局から説明がありましたが、ただ今の説明について何か御質問等ございませんか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

特によろしいでしょうか。

それでは次の議題2、令和7年度和歌山県鉄鋼業専門部会の廃止についてです。

先程、事務局から説明がありましており、今年度の和歌山県鉄鋼業最低賃金は、令和7年10月28日に答申を行い、異議申出もなかったことから、12月30日から発効しており、審議が終了しております。

したがって、最低賃金審議会令第6条第7項の規定に基づく、和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会の廃止について決議したいと思います。

異議はございませんでしょうか。

〈異議なし〉

○廣谷会長

ありがとうございます。異議がございませんので、和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会を廃止することといたします。

次に、議題3、令和8年度特定最低賃金の改正等に関する意向表明について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは、資料6、7、8を御覧ください。

先ず、令和8年2月2日付けで、基幹労連和歌山県本部委員長から和歌山県鉄

鋼業最低賃金の改正に関する意向表明が、また、令和8年3月4日付けで、和歌山県小売最賃会議議長から和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正に関する意向表明、そして、和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の新設に関する意向表明がありました。

これは、来年度、特定最低賃金の改正等の申出を行おうとする関係労使が、あらかじめその意向を表明するもので、意向表明書にもありますが、例年のスケジュール感で申しますと、7月頃に改正等の申出が提出され、第2回の本審開催時に改正等の必要性について、諮問をさせていただくことになると思われまので、御承知おきください。以上です。

○廣谷会長

特定最低賃金の改正等に関する意向表明について、事務局から説明がありました。ただ今の説明について何か御質問等ございますか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

よろしいでしょうか。

では次に、議題4、令和8年度の審議日程について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

来年度の審議日程につきまして、大まかに御説明させていただきます。

資料9の令和8年度の答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表を御覧ください。

地域別最低賃金につきましては、例年10月1日に発効しておりましたので、次年度もそれを目指すとした場合を見ますと、8月5日水曜日が答申の期限となります。その後、異議申出の締切日は15日間を置いて、8月20日木曜日までとなります。その後、8月21日金曜日の午前中までに異議審を開催し、その結果について本省に報告をすれば、7営業日後の9月1日に官報公示、法定どおりの発効となり、10月1日発効となるとなっております。

なお、ただ今説明いたしました答申日と発効日の関係は、あくまでも法令の手続を行った場合の最短効力発生予定日であります。発効日は審議によって、決定されるものでありますので、御承知おきのこと、よろしく願いいたします。

また、審議の円滑な進行に向けたスケジュール調整をしてみたいと思っておりますので、御協力御理解のほど、よろしく願いいたします。

○廣谷会長

では、令和8年度の審議日程について、事務局から説明がありましたが、ただ今の説明について何か御質問等ございますか。

○田中委員

ちょっとすみません。1点だけ。

昨年、発効日の関係で全国的に相当ばらつきがあったと思います。それに対して、私ども日本商工会議所なんですけども、そうゆうところから国に対して、発効日について一定やっぱり国の方で、中央最賃の方で定めるべきではないだろうかというそういう考えも出されてます。今のところその中で国の方について、中賃で決まるのかも分かるかもしれませんが、10月1日の発効に対して、7年度どおり勝手に地方で考えてくださいねっていうのか、あるいは、中賃の方で一定の方向性を出すのかというそういう動きっていうのが、現状あるかないかを教えてください。

○事務局（谷本）

はい。聞き及んでおりますのは、中賃の方で全員協議会を開催しておりまして、今年度の審議状況を踏まえて検討がなされているというふうに聞いております。

ですので、全員協議会報告等が出れば、またお知らせすることができるのかなと思っております。

○田中委員

はい。ありがとうございます。

○廣谷会長

他にございませんか。よろしいでしょうか。

〈特になし〉

○廣谷会長

では次に、議題5、実地視察について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

実地視察について、御説明いたします。

実地視察につきましては、第4回の審議会におきまして、使用者側委員から全国の実施状況の確認、実施に係る検討につきまして、御意見をいただいております。実地視察につきましては、審議会の委員の皆様にご地域の実情や中小

企業の実態等を視察し、和歌山県最低賃金が適用される事業者、労働者の実態を御認識いただき、その後の審議にいかしていただくために、あらかじめ選定した事業場に委員を御案内して現場を見ていただき、事業場担当者、労働者の方からお話を聞いていただくような趣旨で実施をするというものでございます。

全国の最近の实地視察の実施状況につきまして、確認をしましたら、大体十数の労働局で実施されておりました、実施時期は6月から7月の間で実施されておりました。

和歌山労働局の方で遡れる範囲で確認したのですが、事業場への訪問による实地視察は、ここ最近実施はされておりました。ただ、平成29年度にハローワークを訪問しまして、求人状況や相談の状況等についての実態を見聞して、实地視察に代えて実施されたというふうなことがございました。審議会委員による視察につきましては、審議会において実施の可否を決定されるということになっております。

資料10をご覧ください。和歌山地方最低賃金審議会による实地視察について（案）であります。これは、最近の全国の实地視察の状況を参考にしながら、なにぶん和歌山労働局の方では最近実施がなかったものですから、それらを参考に实地視察の方針等について、事務局案を作成いたしました。

御覧いただきましたら、实地視察結果を審議の参考とする趣旨、目的からしますと、(1)のところに先ほど説明させていただいたような内容ですけれども、記載しております。また、(2)の実施時期につきましては、6月から7月までが望ましいというふうに考えております。これも先ほど申しましたけれども、全国的にもその時期に実施されています。

実施する事業場の選定については、(3)でございますが、労使双方からそれぞれ1事業場を推薦していただき、その事業場の方に事務局として細かいスケジュールの調整等を行わせていただければと思っております。また、視察内容につきましては、(4)ですけれども、公労使の参加委員が作業現場を見せていただき、事業場担当者、労働者の方へお話を聞いていただくというふうな内容となっております。

また、実施の可否については決めていただくことになるのですが、実施するとした場合のスケジュールにつきましては、2の(2)になります。3月、4月に選定から始まって細かい打ち合わせをさせていただいて、5月に正式に事業場と打ち合わせをして、6月か7月くらいに実施をとというふうな形で進められたらというふうな案を作成させていただきました。

以上、実施の可否等につきまして、御審議いただけたらと思います。

○廣谷会長

ただ今、事務局から実地視察の方針等について、また、実施するとした場合のスケジュールなどについて、説明がありました。

労使委員の皆さんの御意見をいただきたいと思います。

まず、使用者側の御意見はいかがでしょうか。

○児玉委員

前回、私の方から実情を調べていただきたいとのお話をさせていただいたので、今、御案内があった10数局でされてるということの話がございました。これだけここ3、4年の間、相当大きな幅で上がってきているという中で実情をつぶさに拝見をして、また聞かせいただくというのが貴重なものになるんじゃないかなというふうに思っているところです。

ただ、推薦できるような企業さん、受けていただけるような企業さんがあるのかどうかというのは、私もちょっと全く手探りな状況でありますので自信をもって御推薦というのはまだちょっと分からないところなので、その方向が出ましたら、関係の企業さんに打診をしてみたいなと思っているところです。以上です。

○廣谷会長

では、労働者側の御意見いかがでしょうか。

○濱地委員

毎年この実地視察どうするのかという議論をさせていただいていますが、私のこれまでの経験上、日程調査が極めて難しいからということから、この実地視察というのは見送ってきたという経過があると認識しています。

先ほど児玉委員がおっしゃっていたように、ではどこ行くんだという職場の選定もなかなか難しいというふうに思います。

また、視察先に行って、そこで経営者の皆さんのお話を聞くのか、労働者の皆さんのお話を聞くのか、今後やるとしたら、どのような進め方をしていくのかというふうなところも含めて、事務局の方でしっかりと整理をしていただきたいというふうに思います。

労働者側として、今回提示されました対象業種を見極めた上でどんな会社にしていくのか、難しい面はありますが、検討する余地はあるのかなというふうに思っております。以上です。

○廣谷会長

はい。では公益委員の皆さんいかがでしょうか。

○岡田委員

岡田です。私は、先ほど事務局から説明のあった直近最後の現地視察に参加したことがあるのですが、やっぱりその時も日程調整がすごく難しく、結局公益から私一人と使用者側から一人御参加いただいて、やっぱり二人しか参加しなくてですね、しかも受けてくださる事業所が労使双方で調整はしてくださったのだと思うのですが、見つからなくて、結局それで労働局の方で、ハローワークということで。私自身は、ハローワークは自分の研究とかで行くことがないので、私自身は非常に勉強になったんですけども、ハローワークって使用者側の方が何か分かったかと言われるとそれはちょっとどうなんだろうなという気はしていますね、中々先ほど濱地委員からあったように日程調整とかいろんな調整が難しいというところは、その10年くらい前からあったかというふうに思います。まあでもせっかく御提案ありましたので調整していただいて、労使双方無理のない形で、もし事業場があれば御推薦していただいて、実現できるのであれば、それはやはりやった方がいいかなというふうには思いますので、先ずはちょっと労働局の方に色々調整をしていただいて、実施に向けて動いていただきながら、どうしてもちょっと無理だということであれば、また、来年度以降の調整という形で無理のないように進めていただけたら良いかなというふうに思います。以上です。

○廣谷会長

はい、公益委員他にございませんか。よろしいでしょうか。

そうしますと、スケジュール調整とかそれから対象事業場の選定の困難性とかの消極的な難しさっていうのは御意見にありましたけれども、積極的に反対という御意見はないと思いますので、来年度は現地視察を実施して審議の参考にするという方向でよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

では、事務局においてその方向でスケジュールに沿って準備をお願いいたします。

次に、議題の5、その他の議題ですが、事務局から説明があると聞いております。事務局は説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは、御説明いたします。

前回の第4回の審議会におきまして、使用者側委員から御意見をいただきました。最低賃金審議会令第6条第5項の全国の適用状況について、御説明させていただきます。

最低賃金法令第6条第5項については、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。つまり、最低賃金審議会の意思決定を全会一致の場合に限り、専門部会の決議をもって代えるというふうになっているものがあります。当審議会では、例年、この規定を適用しております。全国の最近の適用状況を確認しましたら、47局中、27局で適用がされておりました。各局で毎年適用の可否につきましては、それぞれ審議会にて決議をされております。当局の当規定の適用につきましては、また、来年度の審議会の際、提案をさせていただきますので、御検討いただければと思っております。以上です。

○廣谷会長

はい。事務局から最低賃金審議会令第6条第5項に関する説明がありました。が、ただ今の説明について何か御質問等ございませんか。

○濱地委員

はい。その審議会令第6条第5項の適用の有無について今後改めて検討するという事によろしいですか。

○事務局（谷本）

毎年提案させていただいておりますので、来年度もこの適用についてということで議題に、例年どおり提案させていただいて決めていただくということで、そこは変わりません。

○濱地委員

はい。承知しました。

○廣谷会長

では、他に御質問等ございませんか。

〈質問等なし〉

○児玉委員

ちょっとすみません。

○廣谷会長

はい、どうぞ。

○児玉委員

その他ということで、資料を付けていただいている業務改善助成金の非常に令和7年度伸びているというところで、また、全国以上に利用率といいますか、申請が行っているということで、PR等色々、御努力いただきましてありがとうございます。

聞きたいところは、この業務改善助成金に合わせて和歌山県の方で、新年度予算に上乘せをするような予算を確保するっていう話をちょっと漏れうかがっているところなんですけど、昨年の方でいわゆる骨太の方針で目安額に上乘せをした都道府県については、特段の配慮をするような、文言はどういった文言だったかはっきりとしておりませんが、いわゆる目安額プラスされたところの都道府県については、国としてそれなりの配慮をしていただくと、どうやら国の方から県の方に交付金のようなものが、令和7年度補正の予算でどうもあったようでそれを基にして県の商工労働部の方で新年度予算に予算を掲げると。それも業務改善助成金に上乘せをするっていう話をうかがったところですが、いわゆる国の特段の配慮みたいなことの内容っていうのが、分かっていたら教えていただきたい、もしそれが整理できていないようであれば、また、参考資料としていただけたらどうかと思います。

○廣谷会長

はい、事務局いかがでしょうか。

○事務局（谷本）

具体的なところは、特段聞いているところはないです。ただ、重点支援地方交付金のその中に先ほど児玉委員がおっしゃった内容のことが盛り込まれていると聞いておまして、その交付金に関する部分で、各県の引き上げ額の幅を基に配付額について影響しているというふうなところまでしか。すみません。具体的なところは分かってないのですが聞いております。ですので、多分、県の方でもそういう補正予算を受けての県の予算編成がなされて、今後また進められるんじゃないかと思っております。

○廣谷会長

はい、ありがとうございました。
他にございませんか。

○事務局（中山）

ちょっと今の答弁に補足させていただきますが、その最低賃金額の目安額より上積みをした県についての資料というのも私もちょっと拝見しました。かなり難しい計算率の資料でありましたけれども、それは国の補正予算の資料にあったというふうに思っております。それは公開されているものと思いますので、必要であればまたこちらから配付させていただきます。間違いなくちょっと複雑な計算率だったと思いますけれども、そういった資料もございましたので、補足させていただきます。

○廣谷会長

では他にございませんか。

○河野委員

すみません、労働局さんの業務改善助成金だとかキャリアアップ助成金とかあったと思うんですが、ちょっとお伺いしたいんですけど、去年というか今回の賃上げの話で先ほどちょっとありましたけれども、発効日の違いも色々あって、全国的に半年くらい違うような状況であった中、業務改善助成金は多分遡ってできるんですけど。ちょっと前に労働局さんから御説明いただいた時に、それは賃上げを先やっても、後から遡って申請できるっていう話があったと思うんです。キャリアアップの方は、その労働の条件とかそういうのをきちっと決めないと先に上げたやつは認められないという話になってたど頭がありまして、そこらは発効日がこれだけ違う中で、結局先に仕方がないんで上げたら、そこは対象になりませんという形になって助成金の対象から外れちゃうわけですね。そこらはどういう感覚で、今後の話も含めてだと思うんですが、労働局としてどんな感じで、厚生労働省の話やと思うんですけども、そこはどんなに考えられているのか、御教示いただけたらと思います。

○事務局（谷本）

今年の業務改善助成金の部分は、先ほど河野委員がおっしゃった部分、計画を立てて実行して、その後交付するという流れになるのが、計画立てるではなくて、既に実施されてる場合でもそれはいけますよっていう、計画を立てるところは省略できますという形になっていたと思います。

来年度は、そこの部分も新たにまた賃金支援パッケージっていうものを、令和

8年度のものが作成をされて、お知らせするような話になります。

今年は、地賃の発効日前までであれば申請できるみたいなそんな感じに9月頃に拡充されたのですが、その地賃の発効日の幅が先ほどの話のとおりありますので、そこはいつまでというふうな線引きをするような形で改正がなされるような、まだ、来年度予算の審議がなされているところで、確定してないんですけど、ただそういうところも示されるようなところあるように聞いております。

○河野委員

色々そんな難しいこともあるかも分からないのですが、いずれにせよその制度として助成するにあたって片一方はこんな形で、片一方は違うっていう話になると企業側としては、例えばせっかく賃金上げていこうという中で、結局自分とかがぶっちゃーみたいになってきたりするので、そこらは本省の方含めてですけど、きちっとお伝えいただけたらありがたいなと思っております。すみません。

○事務局（谷本）

ありがとうございます。

○廣谷会長

他に御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷会長

では、最後となりますが、局長から御挨拶をいただきたいと思います。局長、よろしくをお願いします。

〈局長挨拶〉

○廣谷会長

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。

今年度の審議会はこれで最後となりますが、円滑な審議に御協力いただき誠にありがとうございました。